

改定案とりまとめに当たっての見直し指針（案）  
(分類構成、説明、内容例示等の見直し指針)

日本標準職業分類の改定案取りまとめにあたり、以下の指針に基づき、分類構成、説明、内容例示等の見直しを検討する。

1 中分類及び大分類の新設、廃止等について

(1) 大分類の新設、廃止等

大分類の新設、廃止等を検討するための量的な目安は定めていないが、表1のとおり、大分類B「専門的・技術的職業従事者」に属する中分類及び小分類の項目数に偏りが生じていることから、課業の遂行に必要とされる知識又は技能、事業所又はその他の組織の中で果たす役割、並びに生産される財又はサービスの種類といった点に着目して、大分類B「専門的職業従事者」に属する職業を分析し、大分類の分割を検討する。

また、大分類B「専門的・技術的職業従事者」以外にも、中分類及び小分類の項目数や、就業者数に偏りが生じているものがあれば、大分類の分割を検討する。

表1 各大分類に属する中分類及び小分類の項目数・各大分類の就業者数

大分類	中分類	小分類	就業者数（人）
A 管理的職業従事者	4	10	1,196,900
B 専門的・技術的職業従事者	20 (27%)	91 (28%)	10,270,980 (18%)
C 事務従事者	7	26	11,756,080
D 販売従事者	3	19	6,797,870
E サービス職業従事者	8	32	6,846,830
F 保安職業従事者	3	11	1,104,210
G 農林漁業従事者	3	12	1,898,800
H 生産工程従事者	11	69	7,534,000
I 輸送・機械運転従事者	5	22	1,983,330
J 建設・採掘従事者	5	22	2,447,480
K 運搬・清掃・包装等従事者	4	14	4,198,670
L 分類不能の職業	1	1	1,638,490
(計) 12	74	329	57,673,640

(注) 就業者数は、令和2年国勢調査による。

## (2) 中分類の新設、廃止等

中分類の新設、廃止に当たっては、「中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安」（令和 7 年 3 月 24 日職業分類改定研究会）に基づき、国勢調査等の公的統計における日本標準職業分類の使用実態や、各府省等の統計ニーズを考慮しつつ、中分類の分割や統合等を検討する。

(参考)「中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安」（令和 7 年 3 月 24 日職業分類改定研究会）

### 1 新設を検討するための量的な目安

(1) 中分類項目の新設は、新設しようとする分類項目の就業者数が安定的にその属する大分類項目の就業者数の 10%以上又は 10 万人以上であること。

### 2 廃止を検討するための量的な目安

(1) 中分類項目の廃止は、就業者数が継続的に 1 万人を下回ること。

(2) 小分類項目の廃止は、就業者数が継続的に 1 千人を下回ること。

## (3) 「場所」を指標とする小分類の見直し

大分類 D 「販売従事者」のように、店舗での販売や他人を訪問するといった「場所」を指標として整理されている小分類について、職務や課業の遂行に必要とされる知識又は技能の違いといった課業の類似性による見直しが可能かどうか検討する。

## 2 分類項目名の設定について

### (1) 資格の取扱い

小分類の新規立項に当たって、資格名を分類項目名とする場合、現行の日本標準職業分類の一般原則では、公的資格又はこれに準じた資格を要件とする場合には、原則として、当該資格の名称をもって分類項目として有資格者のみを分類し、無資格であっても本務者と類似の課業を実施している場合には、その内容に即した分類項目名としていることに留意する。

なお、分類項目名の検討に当たって、この考えにより難い場合には、一般原則の見直しも視野に入れつつ検討を進める。

### (2) 「〇〇従事者」等の取扱い

分類項目名に、「〇〇従事者」、「〇〇事務従事者」、「〇〇職業従事者」といった名称が混在していることから、原則として、対象となるものの概念に、職務に必要とする技能がある場合にはその名称を加え、最後に「従事者」を付加することにより分類項目名とする。

(例：「営業・販売事務従事者」は現行どおりとし、「営業職業従事者」は「営業従事者」に、「保安職業従事者」は「保安従事者」に改める。)

(3) 「その他の〇〇従事者」と「他に分類されない〇〇従事者」の取扱い

現行の日本標準職業分類では、中分類に属するどの小分類にも分類できない職業がある場合には、「その他の〇〇従事者」という小分類を設けているが、一方で、中分類の中には「その他の〇〇従事者」という小分類項目が存在しないものもある。このような中分類について、「その他の〇〇従事者」といった項目を設ける必要性等がないか改めて検討する。

なお、中分類そのものが「その他の〇〇従事者」となっているものについて、当該中分類に属するどの小分類にも分類できない職業がある場合には、「他に分類されない〇〇従事者」という名称の分類項目を設けることとする。

### 3 分類項目の説明及び内容例示の見直し等について

#### (1) 分類項目の説明の見直し

分類項目の説明について、国際標準職業分類（ISCO-08）、厚生労働省編職業分類や職業情報提供サイト（jobtag）、民間の職種分類等を参考に、社会や経済等の変化に対応したものとなるよう見直しを行う。特に、分類項目の説明とその実態に齟齬が生じているものについては、当該分類項目の適切な運用に支障が生じるおそれがあることから、法令等による取扱い実態を整理した上で、重点的に見直しを行う。また、小分類に分類される職業で一般的に行われる主な課業についても、可能な限り、当該分類項目の説明に続けて記載することとする。

#### (2) 内容例示の充実

職業分類改定研究会での議論を反映して内容例示の充実を図るとともに、分かりやすい内容例示を検討する。具体的には、次の視点を中心に内容例示を検討する。

- ・職業分類改定研究会の議論で内容例示として提起された職業の追加
- ・統計調査を行う各府省からの意見を踏まえた職業の追加等
- ・制度改革、組織の統廃合、ジェンダー・フリー等を考慮した職業の追加等
- ・法令の改廃により既に廃止された職業の削除

### 4 その他

日本標準職業分類では、従来、読点として「、」（コンマ）を用いてきたが、今般、文化審議会によって示された「公用文作成の考え方（建議）」（令和4年1月7日文化審議会）において、「読点には『、』（テン）を用いることを原則とする。」とされたことから、改定案の読点を「、」から「、」に修正する。